

別海町議会会議録

第3号（平成25年6月21日）

○議事日程

日程第 1

会議録署名議員の指名

追加日程第 1

在沖縄米軍による矢臼別演習場における実弾射撃訓練での
演習場外への着弾事故に関する緊急決議

日程第 2

各議案の討論・採決

(1) 平成25年度別海町一般会計補正予算（第2号）

（町長提出議案第49号）

(2) 平成25年度別海町国民健康保険特別会計補正予算

（第1号）

（町長提出議案第50号）

(3) 平成25年度別海町下水道事業特別会計補正予算

（第1号）

（町長提出議案第51号）

(4) 平成25年度別海町水道事業会計補正予算（第1号）

（町長提出議案第52号）

(5) 別海町職員の給与の特例に関する条例の制定について

（町長提出議案第53号）

(6) 別海町立へき地保育園条例の一部を改正する条例の
制定について

（町長提出議案第54号）

(7) 別海町営住宅条例の一部を改正する条例の制定につ
いて

（町長提出議案第55号）

(8) 別海町総合スポーツセンター条例の一部を改正する
条例の制定について

（町長提出議案第56号）

(9) 別海町社会体育施設設置条例の一部を改正する条例
の制定について

（町長提出議案第57号）

(10) 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更
について

（町長提出議案第58号）

(11) 北海道市町村総合事務組合規約の変更について

（町長提出議案第59号）

(12) 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

(町長提出議案第60号)

(13) 別海町特定環境保全公共下水道別海終末処理場の建設工事委託に関する基本協定の締結について

(町長提出議案第61号)

日程第 3 発議第 4 号 別海町議会議員の議員報酬額及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 4 発委第 3 号 平成25年度北海道最低賃金改正等に関する意見書について

日程第 5 議員定数等調査特別委員会の設置について

日程第 6 議員派遣の件

日程第 7 委員会の閉会中の継続調査の件

○会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 各議案の討論・採決

(1) 平成25年度別海町一般会計補正予算(第2号)

(町長提出議案第49号)

(2) 平成25年度別海町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

(町長提出議案第50号)

(3) 平成25年度別海町下水道事業特別会計補正予算(第1号)

(町長提出議案第51号)

(4) 平成25年度別海町水道事業会計補正予算(第1号)

(町長提出議案第52号)

(5) 別海町職員の給与の特例に関する条例の制定について(町長提出議案第53号)

(6) 別海町立へき地保育園条例の一部を改正する条例の制定について

(町長提出議案第54号)

(7) 別海町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

(町長提出議案第55号)

(8) 別海町総合スポーツセンター条例の一部を改正する条例の制定について

(町長提出議案第56号)

(9) 別海町社会体育施設設置条例の一部を改正する条例の制定について

(町長提出議案第57号)

(10) 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更

について

(町長提出議案第58号)

(11) 北海道市町村総合事務組合規約の変更について

(町長提出議案第59号)

(12) 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

て

(町長提出議案第60号)

(13) 別海町特定環境保全公共下水道別海終末処理場の建設工事委託に関する基本協定の締結について

(町長提出議案第61号)

日程第3 発議第4号 別海町議会議員の議員報酬額及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 発委第3号 平成25年度北海道最低賃金改正等に関する意見書について

日程第5 議員定数等調査特別委員会の設置について

日程第6 議員派遣の件

日程第7 委員会の閉会中の継続調査の件

○出席議員（17名）

1番	木嶋悦寛	2番	松壽孝雄	
3番	森本一夫	4番	今西和雄	
5番	西原浩	6番	杳澤昌廣	
7番	小林敏之	8番	安部政博	
9番	瀧川榮子	10番	山田信	
12番	松原政勝	13番	戸田博義	
14番	戸田憲悦	15番	中村忠士	
16番	佐藤初雄	副議長	17番	安田輝男
議長	18番	渡邊政吉		

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町長	水沼猛	副町長	磯田俊夫
教育長	真籠毅	総務部長	竹中仁
福祉部長	佐藤次春	産業振興部長	有田博喜
建設水道部長	小西健夫	教育部長	藤原繁光
監査委員事務局長	宮部正好	農委事務局長	佐々木勉
病院事務長	佐藤一彦	会計管理者	半田雅代
福祉部次長	佐藤英敏	福祉部次長	田保圭乙
産業振興部次長	佐藤則夫	産業振興部次長	竹内伸康
総務課長	佐藤告	総合政策課長	浦山吉人

財 政 課 長 河 嶋 田 鶴 枝
 税 務 課 長 宮 越 正 人
 福 祉 課 長 佐 藤 英 敏
 農 政 課 長 山 崎 茂
 商 工 観 光 課 長 大 槻 祐 二
 事 業 課 長 千 葉 悦 男
 学 務 課 長 中 谷 隆 弘

総 務 課 参 事 金 田 秀 幸
 町 民 課 長 三 戸 俊 人
 特 養 建 設 準 備 室 長 田 保 圭 乙
 水 産 み ど り 課 長 佐 藤 則 夫
 管 理 課 長 小 島 実
 上 下 水 道 課 長 佐 藤 敏
 生 涯 学 習 課 長 下 地 哲

○議会事務局出席職員

事 務 局 長 登 藤 和 哉

主 幹 山 田 一 志

○会議録署名議員

1 0 番 山 田 信

1 2 番 松 原 政 勝

1 3 番 戸 田 博 義

◎開議宣告

○議長（渡邊政吉君） ただいまから、第4日目の会議を開きます。

ただいま出席している議員は、17名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（渡邊政吉君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において指名いたします。

10番山田議員、12番松原議員、13番戸田博義議員、以上3名を指名いたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊政吉君） 13番戸田博義議員。

○13番（戸田博義君） 動議を提出いたしたいと考えてございます。

○議長（渡邊政吉君） どのような動議ですか。

○13番（戸田博義君） このたびの在日沖縄米軍による矢臼別演習場における実弾射撃訓練での演習場外への着弾事故に関しまして動議を提出したいので、議長においてお取り計らいをいただくようお願い申し上げます。

○議長（渡邊政吉君） 賛成者おりますか。

松原議員。

○12番（松原政勝君） ただいまの戸田博義議員の動議に対して賛成をいたします。

○議長（渡邊政吉君） それでは、ここでお諮りをします。

ただいま、13番戸田博義議員から動議がありました。

この動議は、1人以上の賛成者がありますので成立いたしました。

これを日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題にいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、この動議を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

ここで、若干の準備がございますので、暫時休憩いたします。

午前10時04分 休憩

午前10時05分 再開

○議長（渡邊政吉君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎追加日程第1 在沖縄米軍による矢臼別演習場における実弾射撃訓練での演習場外への着弾事故に関する緊急決議

○議長（渡邊政吉君） 追加日程第1 在沖縄米軍による矢臼別演習場における実弾射撃訓練での演習場外への着弾事故に関する緊急決議を議題といたします。

内容について、説明を求めます。

13番戸田博義議員。

○13番（戸田博義君） それでは、提案内容のまず説明をさせていただきます。

去る6月11日に、矢臼別演習場における沖縄県道104号線実弾射撃訓練分散実施の演習場外への着弾事故が発生いたしました。

現場は、町道や国道が近く、重大な事故につながる恐れのある場所です。13日には、本町ほか関係4町と北海道で組織する矢臼別演習場関係機関連絡会議から、北海道防衛局に徹底した原因の究明と再発防止策を講じるように緊急要請が行われました。

しかしながら、米海兵隊は事故発生から2日後に原因と再発防止策を示したとして、地元の合意が得られない中で4日後には訓練を再開しました。周辺住民の安全や安心に不安があるにもかかわらず、訓練が再開されたことは、今まで築いてきた信頼関係が根底から崩れることとなります。住民の側に立って考えると、再発防止に向け国の責任において万全の措置を示さない中での訓練再開は大きな問題であります。

よって、別海町議会では、訓練の再開が住民の安全や安心を脅かすものであり、きわめて遺憾であることから、再発防止に向け別紙のとおり緊急決議するものであります。

それでは、緊急決議の文書を朗読いたします。

在沖縄米軍による矢臼別演習場における実弾射撃訓練での演習場外への着弾事故に関する緊急決議。

去る6月11日に発生した、実弾射撃訓練における演習場外への着弾事故は、きわめて重大な事故であり、当町も矢臼別演習場関係機関連絡会議の一員として、翌12日に徹底した原因の究明と再発防止策を講じるよう北海道防衛局に対し要請を行った。

しかし、事故は人為的なものであり、再発防止策を講じたとして、一方的に訓練再開が表明され、15日から再開されたことは、到底納得できるものではない。

このことは、長年にわたって築き上げてきた、地域の理解と信頼関係を大きく揺るがすものであり、きわめて遺憾である。

よって、次の事項について強く求めるものである。

1、今回の事故は、きわめて重大な事故であることを強く認識し、示された再発防止策が確実に履行され、地域の安全が確保されるよう、国の責任において万全の措置を講ずること。

2、矢臼別演習場での米軍訓練は、地域の理解と信頼関係のもとに実施されてきたことを踏まえ、訓練再開にかかる国としての見解を速やかに示すこと。

3、今回示された再発防止策の実効性について、地元自治体の意向を踏まえ、国において十分な検証を行い、その結果を明らかにすること。

右決議する。

平成25年6月21日。

別海町議会。

以上でございます。

御理解の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○議長（渡邊政吉君） 在沖縄米軍による矢臼別演習場における実弾射撃訓練での演習場外への着弾事故に関する緊急決議の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

これから、討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、在沖縄米軍による矢臼別演習場における実弾射撃訓練での演習場外への着弾事故に関する緊急決議は、原案のとおり可決されました。

◎日程第２ 各議案の討論・採決

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第２ 各議案の討論・採決を行います。

それでは、議案第４９号平成２５年度別海町一般会計補正予算の討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４９号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第５０号平成２５年度別海町国民健康保険特別会計補正予算の討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５０号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第５１号平成２５年度別海町下水道事業特別会計補正予算の討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５１号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第５２号平成２５年度別海町水道事業会計補正予算の討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号別海町職員の給与の特例に関する条例の制定についての討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

15番中村議員。

○15番（中村忠士君） それでは、反対する立場で討論いたします。

町職員の給与を削減するという提案ですが、その理由について町長は、国が地方公務員給与の削減を地方自治体に求め、地方交付税を削減する。町民に負担を転嫁できないので町職員の給与等を削減すると説明しております。

しかし、同時に町長はこうした国のやり方は容認しがたいと述べており、また、地域経済に影響があることを憂慮するとの立場も表明されております。

そもそも地方交付税制度は、国が集めた所得税のうち32%を地方に割り戻す仕組みのものであり、国の勝手な判断で減らすことは許されるものではありません。地方交付税を人質に国の判断・政策を一方的に押し付けることは、憲法で明記されている地方自治を破壊するもの以外の何物でもありません。まさしく憲法違反の暴挙と言わざるを得ません。

町長がおっしゃるように容認しがたいものであり、同趣旨で当議会も3月議会で意見書を全会一致のもと採択しております。

別海町はこれまでも経費の削減、職員給与等の削減を実施してきました。この間の給与等の削減の累積は数億円に上り、地域経済に深刻な打撃を与えています。また、このままでは、公務員給与の削減、やがて民間給与の削減、そしてさらに公務員給与の削減という国民所得低下の際限のない悪循環も続いていくことになります。

地方自治を守るため、また、国民所得を引き上げて、このデフレ不況から脱出し地域経済を立て直すためには、今回の給与削減案はきわめて逆行的であり、悪い影響しかもたらしません。根室・釧路管内でも、また全国的にも当町と同じような状況にありながら、職員給与を削減しないで頑張ろうとしている自治体が続いていくこともあります。

国の理不尽な地方自治破壊を許さないこと、地方経済の保護・発展をトータルな考えから行政判断していくことが、何より町民の利益にかなう方向であると考えます。

以上、申し上げて当議案の反対討論といたします。

以上であります。

○議長（渡邊政吉君） それでは次に、原案に賛成者の発言を許します。

ございますか。

14番戸田憲悦議員。

○14番（戸田憲悦君） 私は賛成の立場で討論いたします。

まだ記憶に新しい東日本大震災の復興もなかなか進まない中、国家公務員は厳しい財政事情や東日本大震災に対応するため、歳出削減の必要性から平成24年4月1日から平成26年3月31日までの2年間、平均で7.8%の給与削減を実施中であります。

今回、国から要請された地方公務員の給与削減は、日本の再生に向けて、国と地方が丸となって、あらゆる努力を集結する必要があるとして、平成25年度に限っての措置と

するものであります。

また、国は地域経済にマイナスの影響を与えないようにと、給与削減を原資として、これまでの給与水準や職員数削減の要素を算定方法とする地域の元気づくり事業費として、交付金を交付するとしております。

今回提案のあった職員の給与削減については、このような国からの要請を受けて実施するものでありますが、給与の削減率を国家公務員の平均7.8%とするものではなく、ラスパイレス指数の超過分4%相当額を削減するものであり、削減率を2段階とするなど若年職員への配慮もうかがえます。

また、減額の期間が平成26年3月31日までであることなど、地域経済に与える影響は最小限と考えるところであります。

地方交付税と引きかえに給与削減を要請する国の手法に問題があるといえますが、地方交付税削減の影響を住民サービスの低下に転嫁することはできないと判断した町理事者や職員の皆さんの決断を尊重し、本条例の賛成討論といたします。

以上であります。

○議長（渡邊政吉君） ほかに討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） それでは、これで討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案については、起立により採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することに賛成する議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（渡邊政吉君） 起立多数であります。

したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第54号別海町立へき地保育園条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第55号別海町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第56号別海町総合スポーツセンター条例の一部を改正する条例の制定につ

いての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５６号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第５７号別海町社会体育施設設置条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５７号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第５８号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５８号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第５９号北海道市町村総合事務組合規約の変更についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５９号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第６０号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号別海町特定環境保全公共下水道別海終末処理場の建設工事委託に関する基本協定の締結についての討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

◎委員会付託省略の議決

○議長（渡邊政吉君） ここでお諮りします。

日程第3 発議第4については、会議規則第39条第3項の規定に基づき、委員会の付託は省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第3 発議第4号については、委員会の付託は省略することに決定いたしました。

◎日程第3 発議第4号

○議長（渡邊政吉君） 日程第3 発議第4号別海町議会議員の議員報酬額及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

13番戸田博義議員。

○13番（戸田博義君） 別海町議会議員の議員報酬額及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての内容の説明を申し上げます。

まず、議案の提案理由ですが、本件、条例の改正につきましては、国家公務員の給与削減に関連して、国が地方自治体に対して国家公務員に準じた措置を講じるよう要請を行い、職員給与の削減を前提に交付税の減額を実施しようとするに伴うものです。

今回の削減については、地域経済に与える影響等を考えると到底受け入れがたいものとは思いますが、削減された財源が、東日本大震災復興財源に充てることとあわせて、厳しい財政状況下において実質的に減額される地方交付税を、町民の皆さんに転嫁することはできないという判断から、議員も職員と同様に報酬の削減について発議するものであります。

削減率については、7.8%削減した国家公務員の水準を100とした場合、本町のラスパイレズ指数は104であることから、報酬の4%の削減を提案するもので、期間は、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの臨時特例として実施するものであり、条例本則を改正せず、改正附則により一部改正を行うものです。

それでは、内容については、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

発議第4号別海町議会議員の議員報酬額及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する

条例の制定について。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び別海町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成25年6月21日、別海町議会議長渡邊政吉殿。

提出者、別海町議会議員、戸田博義。

賛成者、同、松原政勝、同、安田輝男、同、小林敏之、同、安部政博。

別海町議会議員の議員報酬額及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定。

別海町議会議員の議員報酬額及び費用弁償等に関する条例（昭和22年別海町条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

4、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間においては、議員報酬の支給に当たっては、当該議員の議員報酬の額から、当該議員報酬の額に100分の4を乗じて得た額に相当する額を減ずる。ただし、第6条第2項に規定する議員報酬の額については、これを適用しない。

附則としまして、この条例は、平成25年7月1日から施行する。以上であります。

御審議の上、速やかに御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（渡邊政吉君） 発議第4号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

これから、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

9番瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） さまざま検討され、苦渋の決断をして今回これが出てきたと思うのですが、私は反対の立場で討論させていただきます。

町職員の給与削減に反対する討論同様、その理由については、地方交付税から削減ありを前提に議員報酬が減額されるということであり、町長の話されるとおり容認しがたいものです。

同趣旨で当議会は、ことし3月議会で平成25年度地方財政対策に関する意見書を全員賛成で可決しました。意見書では、深刻な経済、雇用状況と相まって、地域の疲弊が深刻化していることに加えて、地方税制は地方の自主的な根幹をなすものにもかかわらず、平成25年度税制改革大綱では地方の声が十分反映されたものとは言えないなど、地方の将来の財政運営に大きな不安を抱えていること。このような状況において、国家公務員の給与削減支給措置に準じて、地方公務員の給与削減を求めるために地方交付税を削減したことは、その根拠がきわめて不明確。

また、税源が乏しく財政基盤の脆弱な団体ほどその影響を大きく受ける不公平な政策であることが記されています。今後、同じことが繰り返されることを危惧して意見書は出されています。

地方交付税削減による職員の給与削減とともに、議員の報酬削減は他の民間給与低下への連鎖が危惧され、地域経済の健全な循環の障害が考えられます。地方経済の保護・発展をトータルに考え行動していくことが、何より町民の利益にかなう方法であると考えま

す。

以上のことから、当発議に反対いたします。

○議長（渡邊政吉君） それでは次に、原案に賛成者の発言を許します。

ございますか。

12番松原議員。

○12番（松原政勝君） 先ほど53号の議案でも戸田憲悦議員のほうから賛成の討論が
ありました。

今、反対討論もありました。非常に地域経済に及ぼす影響はあると思います。そういう
中でも職員初め理事者は、当然、この職員給与の削減について労使関係も合意されたとい
うことで、説明がございました。

我々議会議員としても、当然横並びで議員報酬の削減をするべきだと、そういうことで
私は賛成討論にさせていただきます。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） ほかに討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、以上で討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案については、起立により採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することに賛成する議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（渡邊政吉君） 起立多数であります。

したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 発委第3号

○議長（渡邊政吉君） 日程第4 発委第3号平成25年度北海道最低賃金改正等に関する
意見書についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（安部政博君） 平成25年度北海道最低賃金改正等に関する意見
書の内容について、御説明申し上げます。

本件は、連合北海道別海地区連合会（会長 丹羽哲也氏）から、意見書の提出に関する
要請があり、産業建設常任委員会で協議・検討したものであります。

提案理由ですが、非正規労働者の増大や、それに伴う低賃金層の増大に対し、賃金の最
低限を保障するセーフティーネットを強化するという最低賃金制度の役割はますます大き
くなっています。

北海道の最低賃金は、2008年において時間額667円でしたが、最低賃金法の改正
もあり、2012年には719円に引き上げることが妥当であるとの答申がなされまし
た。ところが、この719円という最低賃金も厚生労働省の試算により、北海道における
生活保護水準の平均月額を時間額に換算した額である735円を16円も下回る現状にあ
り、この逆転現象は北海道を含む11都道府県において生じています。

そもそも719円という2012年の最低賃金で1カ月間（176時間）働いても12
万6千円、年収で152万円にしかありません。

1日8時間働いて、子供を産み育てていくことができるような収入を得ることは、日本社会が持続的に維持、発展していくために必要不可欠であり、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を保障した憲法第25条の精神からも当然なことです。

このことから、事業者や使用者の十分な理解を求めるとともに、適正な水準への最低賃金を引き上げをし、生活保護との逆転現象を解消することを求めることが必要であることから本意見書を提案するものであります。

内容につきましては、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

発委第3号平成25年度北海道最低賃金改正等に関する意見書。

上記の議案を、別紙のとおり別海町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

平成25年6月21日、別海町議会議長渡邊政吉殿。

提出者、別海町議会産業建設常任委員会委員長安部政博。

平成25年度北海道最低賃金改正等に関する意見書。

労働基準法第2条は、労働条件の決定は労使が対等な立場で行うものと定めています。

しかし、最低賃金の影響を受ける多くの非正規労働者やパートタイム労働者は、労働条件決定にほとんど関与することができません。

こうした中、平成20年成長力底上げ戦略推進円卓会議による合意と、平成22年雇用戦略対話において、最低賃金は、できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、平成32年までに全国平均1,000円を目指すとの合意をしました。こうした観点から、北海道地域最低賃金はここ6年間で75円引き上げられましたが、審議会においては引き上げ額のみが議論され、あるべき水準への引き上げができていない現状であります。

昨年は、平成20年の答申により、生活保護との乖離額を5年以内で解消すると合意した期間の最終年に当たっていましたが、社会保険料等の引き上げに伴い、乖離が17円から30円に拡大したことから、関係者の御努力で14円の引き上げとなったものの、生活保護費との乖離が解消されていません。

賃金のナショナルミニマムを担う現在の地域別最低賃金は、高卒初任給等の一般的な賃金の実態を十分に反映できておらず、北海道内勤労者の有効なセーフティーネットとして十分に機能しているとは言えません。地域別最低賃金を有効に機能させるためには、適正な水準への引き上げや、事業所に対する指導監督の強化及び最低賃金制度の履行確保がきわめて重要な課題となっています。

ついては、平成25年度の北海道最低賃金の改正に当たり、次の措置を講ずるよう強く要望します。

記。1、平成25年度の北海道最低賃金の改正に当たっては、雇用戦略対話合意に基づき早期に800円確保し、景気状況に配慮しつつ全国平均1,000円に到達することができる審議会運営を図るとともに、各種経済諸指標との整合性を図り、中央水準との格差是正などを踏まえた上積み改正を図ること。

2、北海道内で最低賃金以下の労働者をなくすために、事業所に対する指導監督を強化し、最低賃金制度の履行確保を図ること。

3、最低賃金引き上げと同時に、道内の中小企業や事業所・使用者に対する支援の充実を図り、十分な理解を求め、さらに安定した経営を可能とする対策を行うよう国に対し要請すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年6月21日、北海道野付郡別海町議会議長渡邊政吉。

意見書提出先、北海道労働局長、北海道地方最低賃金審議会長。

以上であります。

委員会全会一致で提案していますので、議員各位の御賛同により御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（渡邊政吉君） 発委第3号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

これから、討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、発委第3号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議員定数等調査特別委員会の設置について

○議長（渡邊政吉君） 日程第5 議員定数等調査特別委員会の設置についてを議題といたします。

現在、道内各町村議会では、議会機能のさらなる充実強化を図るため、さまざまな取り組みが行われています。

当町議会でも議会報告会を初め、議会活動の活性化に向けた取り組みの実施や議論を進めているところではありますが、町民の求める議会の役割と責務は、ますます大きなものとなっています。

このことから、さらなる議会機能の充実強化を図り、多様化する町民の負託にこたえるため、議会活性化に取り組む課題とし、幅広い観点からの調査が必要となります。そのため、議員定数等調査特別委員会を設置し、議員定数や報酬及び議会広報・広聴活動を担う委員会の常任委員会化に向けた調査、その他議会活性化に資する事項の調査をしたいと思いをします。

ここでお諮りします。

ただいま議題となっている特別委員会の設置については、8名の委員で構成する議員定数等調査特別委員会を設置することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、8名の委員で構成する議員定数等調査特別委員会を設置することに決定いたしました。

ただいま設置されました、議員定数等調査特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっています。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議員定数等調査特別委員会委員の指名は、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、議員定数等調査特別委員会委員の指名を行います。

5番西原議員、6番沓澤議員、7番小林議員、8番安部議員、12番松原議員、13番戸田博義議員、15番中村議員、16番佐藤議員、以上、8名を指名したいと思います。

これに、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました8名の議員を、議員定数等調査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

次に、委員会条例第8条第2項の規定により、委員長及び副委員長の互選を行っていたきたいと思います。

委員会を直ちにお開きください。

委員会室1を御使用ください。

ここで、暫時休憩いたします。

午前10時50分 休憩

午前10時58分 再開

○議長（渡邊政吉君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

休憩中の議員定数等調査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので、報告します。

委員長に佐藤初雄委員。

副委員長に松原政勝委員。

以上のとおり、互選された旨の報告がありました。

◎日程第6 議員派遣の件

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第6 議員派遣の件を議題といたします。

内容については、お手元に配付のとおりであります。

お諮りします。

議員派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付のとおり派遣することに決定いたしました。

◎日程第7 委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第7 委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定により、所管事務及び所掌事務について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉会宣告

○議長(渡邊政吉君) これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。平成25年第2回別海町議会定例会を閉会します。

閉会 午前11時00分

◎町長あいさつ

○議長(渡邊政吉君) 町長あいさつ。

○町長(水沼 猛君) 平成25年第2回の町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様におかれましては、4日間にわたり慎重な御審議をいただき、すべての提出議案につきまして御決定を賜りました。まことにありがとうございました。

11日に起きました米海兵隊射撃訓練による誤射事故によりまして、関係機関連絡会議の対応や要請行動を行うこととなりまして、議長初め議員の皆さんにもいろいろと御心配や、また、御協力をいただいたところであります。

この場をお借りしまして、心から御礼を申し上げます。

この件につきましては、けさの全員協議会で、国への要請の状況等について御報告をさせていただきましたが、地元との信頼関係を損なわず、住民の皆さんの安全確保を第一に、国として責任ある対応をとるよう継続して求めている所存であります。

町内では、酪農家の皆さんが、1番草の刈り取り準備に追われる時期になりましたが、先月27日から今月の7日までの間、町営畜牛育成牧場には1,738頭の牛が入牧し、広い牧場を駆け回っているところであります。

また、本町の初夏の風物詩となっておりますホッカイシマエビ漁が、本日21日から来月27日までの期間で、34隻の打瀬舟、総体ノルマを26トンとして、野付湾において始まりました。

これから、今年の別海町の産業活動が活発になってまいります。農作業の事故並びに海難事故等には十分注意し、作業に当たっていただきたいと思います。

今後の日程についてでございますが、昨年9月に計画しておりました、中国訪問計画につきまして、尖閣諸島問題があったことから延期をし、その後に再度計画を立てた12月には、衆議院選挙の投票日と重なったため、再延期をしていたところであります。このように、2度にわたり延期をしたことは、相手に対しても非常に迷惑をかけたと感じておったところであります。

そこで、年度が明けましてからの訪問を予定し、状況を見ながら時期を調整しておりましたが、中国国内における鳥インフルエンザも沈静化したため、この7月13日から16

日の日程で、渡邊議長にも同行を願ひまして、経済交流を主眼とした中国への視察研修を実施することといたしましたので、御報告をさせていただきます。

また、工事請負契約の締結にかかわる臨時議会、これを7月下旬に招集させていただく予定としているところでございます。後日、御案内をさせていただきますが、日程を調整の上、御参集賜りますようお願いを申し上げます、定例会閉会に当たってのごあいさつとさせていただきます。

大変ありがとうございました。

上記は、地方自治法第 1 2 3 条の規定により会議の次第を記載したものである。

平成 年 月 日

署 名 者

別海町議会議長

議 員

議 員

議 員